

一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構
スポーツファーマシー登録規約

第1条（目的）

一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構（以下「J-Fairness」という）は、スポーツと健康に関する情報を地域の人々に提供することにより、子どもから高齢者まで、健康のためのスポーツから部活動や競技スポーツまで、すべての人がスポーツによる豊かな生活を享受できる社会の実現を目的として、「スポーツファーマシー登録制度（以下「本制度」という）」を制定し、この規約に本制度の基本事項について定める。

第2条（名称）

J-Fairness は、スポーツによる人々のウェルビーイングの促進を担う地域の拠点となる薬局を「スポーツファーマシー」と称し、その登録を行う。

第3条（役割）

スポーツファーマシーは、スポーツと健康に関する情報を通じて、スポーツに取り組む地域の人々に対し、コンディショニングやフェアネスの精神の必要性、スポーツファーマシーの周知、医薬品やサプリメントの適正使用等の情報を普及、啓発し、地域のウェルビーイングに貢献する役割を担う。

第4条（登録）

- 1 スポーツファーマシーの対象は、本邦に実店舗を構える薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という）第4条に基づく許可を有する薬局）とする。
- 2 登録を希望する薬局は、所定の方法により登録申請を行い、別に定める登録費及び年会費の支払いを行うものとする。
- 3 J-Fairness は、前項に基づく登録申請がなされた場合、遅滞なく確認を行うものとする。

第5条（登録証）

J-Fairness は、前条の登録を完了した薬局に対し、スポーツファーマシー登録証を発行する。

第6条（権利）

スポーツファーマシーは、次の権利を有する。

- （1）スポーツファーマシー公式ロゴを使用すること
- （2）スポーツと健康、スポーツと薬、スポーツとサプリメント等、地域のウェルビーイングの促進を図るための情報提供を受けること

- (3) スポーツファーマシー限定の講演会、イベントに参加すること
- (4) その他 J-Fairness がスポーツファーマシーの権利と認めたこと

第7条（遵守すべき事項）

- 1 スポーツファーマシーは、薬機法をはじめとした法令及び本規約をはじめとした J-Fairness の諸規程等を遵守するとともに、第3条に定める役割を果たすよう努めなければならない。
- 2 スポーツファーマシーは、J-Fairness に提出している情報に変更があった場合には、速やかに書面（電磁的記録を含む）をもって J-Fairness に届け出なければならない。

第8条（有効期限）

スポーツファーマシーの登録の有効期限は、登録日の属する年度の3月31日までとする。ただし、当該期限までに、次年度の年会費の支払いを行ったときは、有効期限は当該期限の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第9条（登録解除）

J-Fairness は、スポーツファーマシーが次の各号の一に該当した場合、登録を解除することができる。

- (1) 第4条に規定する薬局の要件に該当しなくなった場合
- (2) 第7条に規定する遵守すべき事項に違反した場合
- (3) その他、J-Fairness が不適切であると判断した場合

第10条（登録証の再発行）

破損・紛失などで登録証の再発行が必要な場合は有償とする。

発行手数料：2,200円（送付手数料・税込）

第11条（制度運営及び専門委員会）

- 1 本制度の運営は、J-Fairness 事務局が担うものとする。
- 2 J-Fairness は、本制度を推進するにあたり、必要に応じて専門委員会を設置することができる。
- 3 専門委員会の委員は、学識経験者等の中から J-Fairness 理事会が選任し、代表理事が委嘱する。
- 4 専門委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長を選任する。
- 5 専門委員会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する事業年度の終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 専門委員会は、J-Fairness 代表理事が招集する。
- 8 専門委員会は、次の事項について検討・審議を行う。

- (1) スポーツファーマシーへの情報提供に関する事項
- (2) スポーツファーマシーの普及に関する事項
- (3) その他、スポーツファーマシー登録制度の運営に関する事項

第12条（個人情報保護）

J-Fairness は、本制度を遂行するにあたって知り得た個人情報については守秘義務を負い、J-Fairness 個人情報保護に関する基本方針（プライバシー・ポリシー）に基づき適切に取扱うものとする。

第13条（改廃）

この規約の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

第14条（委任）

この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。